

平成28年度の地方協議会の進め方

パイロット事業の進捗状況等の報告だけでなく、地域の特性を踏まえたトラック事業の長時間労働の抑制及び取引環境改善のための議論を深める必要があることから、各業界別荷主へのヒアリングや業界独自の悪習慣の洗い出し等を行う。

作業スケジュール

10月	11月	12月	1月	2月	3月
		地方協議会 開催			地方協議会 開催
		<ul style="list-style-type: none"> パイロット事業集団紹介 協議会の今後の進め方の検討(今期取組事項) 			<ul style="list-style-type: none"> パイロット事業結果報告 今期取組事項結果報告 次年度パイロット事業の実施に向けた検討 次年度協議会として取り組む事項の検討
		○パイロット事業 (現状分析及び課題の洗い出し)	○パイロット事業 (改善策等の検討)	○パイロット事業 (改善策等の実践及び検証)	
		事業検討会 開催	事業検討会 開催		事業検討会 開催

パイロット事業（実証実験）の実施例

- パイロット事業（実証実験）は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、実験に参加するトラック運転者の長時間労働等の改善を図るものである。以下の実施例のように、①荷主及び運送事業者の現状の分析、②課題の洗い出し・課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実証実験、④検証等を行う。
- この事業で明らかになる課題や解決策は、平成30年度に取りまとめるガイドラインに反映し、横展開することで、トラック業界全体の長時間労働是正につなげる。

現状分析

実験に参加する事業者と、コンサルタントが連携し、当該集団における運送取引の実態を把握。（打合せや事業場の訪問を複数回実施。）

<参加集団の例>

- 発荷主（農協）
- 元請運送事業者
- 下請運送事業者
- 着荷主（青果市場）

コンサルタント



課題の洗い出し 解決手段の検討

現状分析を踏まえ、当該集団の課題を設定し、この課題を解決する手段を検討する。

<課題の例>

- 手待ち時間関係
 - すべての農家の荷が揃うタイミングがわからず、手待ち時間が発生
 - 出発時間によって運行ルートを変えており、拘束時間が長くなることもある
- 荷役作業関係
 - 積み込み箇所数が多い（6箇所）
 - 農産品の仕分けが徹底されていない
- 拘束時間関係
 - 勤務時間が実態に即していない

実証実験

設定した課題に対する解決策を実証する。

<実験の例>

- 手待ち時間の縮減
 - 発荷主が農家からの出荷情報を収集し、それを活用する
- 荷役作業工程の見直し
 - 仕分け作業の徹底（色分けして見間違いをなくすなど）
- 運転時間等の見直し
 - 出荷時間に合わせて、ドライバーの出勤時間を後ろ倒す

実験結果検証

12～1月

1～2月頃

3月以降

香川県トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会

ワーキンググループ委員名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
香川大学	名誉教授	シシド ハルノリ 宍戸 栄徳	
四国経済連合会	調査部副部長	トヨシマ ヒデキ 豊島 英樹	
香川県商工会議所 連合会	高松商工会議所 企画・広報担当主幹	ゴトウ ヨシキ 後藤 佳樹	
大倉工業株式会社	合成樹脂事業部事業支 援部業務グループ次長	タナカ ケンジ 田中 賢二	
四国化成工業株式 会社	建材事業物流購買部長	マナベ ヨシノリ 眞鍋 宣訓	
テーブルマーク株 式会社	物流部物流戦略チーム リーダー	サイトウ ヒロアキ 齋藤 浩章	
一般社団法人香川 県トラック協会	幹事	ミキ シュウジ 三木 修二	三共運輸(株)代表取締役
日本通運株式会社 四国支店	業務次長	ワダ ケイイチロウ 和田 圭一郎	
三豊運送株式会社	常務取締役	アンドウ コウジ 安藤 宏司	
林田物流株式会社	業務部部長	ナカノ ヒロシ 中野 央	
琴平急配株式会社	運行管理者	シライ カズノリ 白井 一徳	
全日本運輸産業労 働組合連合会	香川県協議会議長	ヤブシタ トシヒロ 藪下 壽博	
日本労働組合総連 合会香川県連合会	四国ヤマト運輸労働組 合書記長	イノウエ マコト 井上 誠	
香川労働局	監督課長	カタヤマ タカシ 片山 貴司	
四国運輸局	貨物課長	フケ ヨシヒロ 福家 義裕	
四国運輸局香川運 輸支局	首席運輸企画専門官	スズキ ヒトシ 鈴木 等	

輸送品類別トラック輸送状況の実態調査結果（香川県版）

	1 運行の平均拘束時間等											ドライバーの拘束時間等の状況					
	運転時間			手待ち時間				荷役時間	付帯作業時間	休憩時間	拘束時間	1 運行の拘束時間				休息 8 H 未満	連続 4 H 超え
	一般道路	高速道路	計	荷主都合	自主行動	時間調整	計					13H 以内	13H超 15H内	15H超 16H内	16H 超え		
全 体	3:56	2:45	6:41	0:40	0:07	0:05	0:53	2:58	0:08	1:22	12:42	63.8%	15.1%	4.9%	16.2%	23.0%	14.6%
農水産品	3:17	3:07	6:24	0:06	0:02	0:05	0:13	3:12	0:00	1:01	11:32	72.0%	12.0%	4.0%	12.0%	26.3%	28.0%
林産品	4:20	0:28	4:48	0:45	0:00	0:00	0:45	1:35	0:00	0:13	7:53	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱産品	1:00	1:00	2:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:30	0:00	0:00	3:30	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
金属機械工業品	4:08	2:03	6:12	0:39	0:07	0:02	0:47	2:58	0:04	0:57	11:56	70.8%	18.8%	2.1%	8.3%	5.2%	8.3%
化学工業品	6:02	1:23	7:25	0:07	0:01	0:06	0:15	3:08	0:08	0:57	12:32	77.1%	17.1%	0.0%	5.7%	10.3%	2.9%
軽工業品	4:01	2:58	6:59	0:57	0:06	0:05	1:08	2:57	0:12	1:48	13:46	67.3%	11.2%	2.0%	19.4%	26.3%	11.2%
雑工業品	2:27	2:37	5:04	0:47	0:06	0:07	1:00	2:50	0:11	1:04	10:52	71.9%	7.8%	10.9%	9.4%	40.4%	10.9%
排出物	5:45	0:03	5:48	0:08	0:15	0:00	0:23	1:48	0:00	0:13	8:35	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特殊品	2:17	4:30	6:46	0:13	0:11	0:01	0:25	3:23	0:00	0:43	11:46	70.0%	20.0%	2.5%	7.5%	3.1%	35.0%

主要荷主約 700 社 殿

香川県トラック輸送における
取引環境・労働時間改善協議会

トラック輸送における取引環境・労働時間の改善について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送事業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図っております。

さて、トラック運送業の運転手は、総労働時間が長い実態にあり、これは時間指定配送などの手待ち時間や、手積み手降ろし作業などによって荷役時間が長時間化するなど、トラック運送事業者のみの努力では長時間労働の改善が困難な状況にあります。

こうした長時間労働は、運転手の心身の健康に影響するだけでなく、昨今、物流業界で大きな課題となっている労働力不足の一因ともなっております。

このため、当協議会での議論等において把握した具体的なトラック運転手の長時間労働等の問題点・課題を改善するため、「改善基準告示」の遵守に向けた荷主の皆様方の御理解と御協力が不可欠です。

つきましては、貴社におかれましても、これらの実情に御配慮いただき、トラック運送業に係る取引環境・労働時間改善に御協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

香川県トラック輸送における

取引環境・労働時間改善協議会 事務局

・香川労働局 労働基準部 監督課

TEL : 087-811-8918、FAX : 087-811-8933

・香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門

TEL : 087-882-1357、FAX : 087-882-4033

・一般社団法人香川県トラック協会

TEL : 087-882-1357、FAX : 087-882-4033

○トラックドライバーの労働基準（改善基準告示）

「改善基準告示」とは、自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善をするために労働大臣が平成元年2月に告示したものの略称です。この告示はこれまで5回改正されてきましたが平成27年8月にさらに一部改正され、現行基準は平成27年9月1日から適用されています。

改善基準告示は交通安全を確保するために運転者の「拘束時間」「休息期間」「運転時間」「時間外や休日労働」などを規制しているもので、トラック・バス・タクシーの業種毎に基準を定めています。日々の運行では、以下の改善基準告示等の概要を遵守する必要があります。

項目	改善基準告示等の概要	
拘束時間	1ヶ月 293時間 労働協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可 1日 原則 13時間 最大 16時間（15時間超えは1週2回以内）	
休息期間	連続8時間以上 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること	
拘束時間・休息期間の特例	休息期間の特例	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間1回4時間以上の分割休息で合計10時間以上でも可（一定期間における全勤務回数の1/2が限度）
	2人乗務の特例	1日 20時間以内 同時に1台の自動車に2人以上乗務（ベッド付（ただし、車両に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る））の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できる
	隔日勤務の特例	2暦日 21時間以内（拘束時間） 2週間で3回までは24時間が可能（夜間4時間以上の仮眠が必要） ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで 勤務終了後、継続24時間以上の休息期間が必要
	フェリーに乗船する場合の特例	乗船時間は原則として、休息期間 減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの1/2を下回ってはならない
運転時間	2日平均で1日当たり9時間以内 2週平均で1週間当たり44時間以内	
連続運転時間	4時間以内（運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）	
時間外労働	改善基準告示の範囲内で1日、2週間、1ヶ月以上3ヶ月以内、1年の上限時間を労使協定で締結	
休日労働	2週間に1回以内、かつ、1ヶ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	
労働時間の取り扱い	労働時間は拘束時間から休憩時間（仮眠時間を含む）を差し引いたもの 事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内	
休日の取り扱い	休日は休息期間に24時間を加算した時間 いかなる場合であっても30時間を下回ってはならない	
適用除外	緊急輸送・危険物輸送等の業務については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外	

○貨物自動車運送事業法における荷主勧告（荷主勧告制度）

荷主勧告制度は、トラック運送事業者が行った過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、貨物自動車運送事業法第64条の規定に基づき国土交通省が当該荷主に対して是正措置を勧告し、トラック運送事業者の違反行為の再発防止を図るものです。

項目	荷主勧告制度の概要
荷主勧告の対象となる荷主の行為の重点的類型	荷主が、実運送事業者に対する優越的地位や継続的な取引関係を利用して次の行為を行った事例 ・非合理的な到着時間の設定 ・やむを得ない遅延に対するペナルティの設定 ・積み前前に貨物量を増やすような急な依頼 ・荷主管理に係る荷捌き場において、手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず、実運送事業者の要請に対し通常行われるべき改善措置を行わないこと 実運送事業者の違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起された事例その他荷主の指示等が認められた事例
調査端緒	実運送事業者の違反に関し、荷主勧告の調査の端緒とするべき状況は、およそ次の類型とする ・実運送事業者に対する監査等において、運送契約書等の書類、関係者からの証言等から、当該事業者が行った違反に関し、荷主の主体的な関与の疑いが認められた場合 ・同一の荷主と取引関係にある複数の実運送事業者について、同一の違反を行った場合 ・過去3年以内に警告書（警告的内容の協力要請書を含む）が発出された荷主について、当該荷主の運送依頼により、実運送事業者が同種の違反で行政処分を課せられた場合 ・実運送事業者の違反に対し、荷主関係者が共同正犯、教唆犯、強要等で捜査機関が捜査 ・荷主が、過積載車両の運転の要求等（道路交通法第58条の5第1項各号に規定する行為）を行ったとして、警察署長が同条第2項に基づく再発防止命令書を発出

荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを



● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2日平均で、1日あたり 9 時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



● 荷主勧告制度の概要

違反行為

荷主からの
労働時間等の
ルールを無視した
指示・強要
過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主體的な関与が
認められる場合

荷主勧告

荷主名及び
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

勸告											
<p>貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。</p>											
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">違反事実</td> </tr> <tr> <td>違反内容</td> <td>① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 違反事業者名 株式会社〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 違反日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ 積載品 〇〇〇〇</td> </tr> </table>		違反事実		違反内容	① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)		② 違反事業者名 株式会社〇〇〇〇		③ 違反日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日		④ 積載品 〇〇〇〇
違反事実											
違反内容	① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)										
	② 違反事業者名 株式会社〇〇〇〇										
	③ 違反日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日										
	④ 積載品 〇〇〇〇										
<p>なお、当運輸局は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止 (〇台・〇〇日間) する行政処分を行ったところである。</p> <p>については、今般、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告する。</p> <p style="text-align: center;">(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)</p> <p>なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。 (問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇)</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇第 号)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇株式会社 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇運輸局長 印</p>											

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定



② 手待ち時間の恒常的な発生



③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定



④ 積み込み前に貨物量を増やすような急な依頼



過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。

